

第十三回 参議院法務委員会會議録第二十七号

昭和二十七年四月二十二日(火曜日)午前十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 伊藤 修君
委員 左藤 義詮君
長谷山行毅君
岡部 常君
内村 清次君
吉田 法晴君
齋 武雄君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見長官 野木 新一君
見第四局長 村上新一君
民事法務長官 平賀 健太君
總務室主幹 村上 朝一君
法務府民事局長 村上新一君
事務局側 常任委員 長谷川 宏君
常任委員 西村 高見君
常任委員 高見君

説明員

最高裁判所長 鈴木 忠一君
官代理者(事務局長) 岸 盛一君
最高裁判所事務局長 岸 盛一君
最高裁判所事務局長 岸 盛一君

本日、の會議に付した事件

○平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う民事特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) これより委員會を開きます。

本日は先ず平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案、平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う民事特別法案、以上三案を便宜一括して議題に供します。御質疑のおありのかたは御発言を願います。

○伊藤修君 先ずこの再審査の民、刑二案についてお尋ねいたします。この法案におけるところの再審査の意義ですね、これをお伺いいたしたい。

○政府委員(野木新一君) 法案におきまます再審査の意味でございますが、講和條約第十七條(b)項に基づきまして、裁判の再審査の義務を負うことになりましたので、この再審査といいたしまして、本法案のよりな再審査の手続をとることになったわけでありまして、

この再審査は実質的の性質をいたしましては、民、刑訴訟法における再審査を考へておるわけでありまして。ただ刑事につきましては、法律の改廃その他いろいろの特殊の事情がありまますので、刑事訴訟法の再審査の手続に或る種の変形

を加えた手続を考へておるわけでありまます。そうしてこういう構造にするこゝによつて、十七條(b)項の再審査の要求を満たすことができるものと考へたわけでありまます。

○伊藤修君 そうするといふゆる刑事訴訟、民訴で言う再審査と同様の意味であるという御答弁であるようにお伺いしますが、そうすると、例えば刑事の場合において軍法會議や何かはこの場合に入るのですか。

○政府委員(野木新一君) 軍法會議につきましましては、やはり憲法上の裁判所でありまますし、日本国の裁判所として、日本の内地にあつた軍法會議につきましましては、ここに含めて解釈するのが相当と考へております。

○伊藤修君 そうすると軍法會議の場合においては、再審査の管轄はどこになるのですか。

○政府委員(野木新一君) 軍法會議につきましましては、軍法會議はそれ、陸止當時後継裁判所といふものが指定せられておりまして、例えば東京にあつた軍法會議の後継裁判所は、復員裁判所を経て當時の東京地方裁判所、それが裁判所施行法等によりまして、現在は東京地方裁判所と、そういうふうになつておりまして、而も裁判所法の施行關係の法令に基づきまして、元の裁判所で受理した事件は、その新らしい裁判所法による裁判所の受理した事件とみなすというふうな規定がありまして、順次軍法會議でやつた事件の再審査等は、例えば東京の現在の地方裁判

所が扱うといつたように、順次後継裁判所といふ觀念で事務の引継ぎが行われておることになっておりますので、その裁判所がこの再審査を取扱う、そういう構造になつております。

○伊藤修君 そうするとこれはまあ民事の場合と刑事の場合と法文の建て方が違ひますが、表現も違つておりますが、民事のほうは別に何とも言つてないあたかも判決を以てするといふふうにも見えるのですが、刑事の場合は申請という表現を使つておるのですが、一体裁判をするつもりか、決定をするのか形式はどういうのですか。

○政府委員(野木新一君) 民事と刑事の再審査の法案の用語は多少違つて来ておりますが、民事訴訟法と刑事訴訟法との表現が違ふ点があるものであります。それが延いて法案にも響いて来ておるわけでありまます。而して刑事の再審査におきまして決定であるか判決であるかという点につきましましては、刑事につきましましては刑事訴訟法の再審査を開始するかどうかという場合には、民事と異なりまして、再審査開始決定という段階があります。再審査手続を開始するかどうかにつきましましては、再審査開始決定が開始した後につきましましては、それぞれの審級に従つて審判をして最後は判決をする、そういうことになるわけでありまます。

○伊藤修君 最終は判決で以てするとおつしやるのですが、そういうことはこれでわかるのですか、そういうことは

○政府委員(野木新一君) その点につきましましては刑事につきましましては第六條、民事につきましましては第三條の二項におきまして、刑事につきましましては刑事訴訟法、民事につきましましては民事訴訟法の規定によるということにいたしまして、おのづからその規定がここに被つて来るという關係で、あとは民事、刑事の再審査の場合と同じように動いて行く、そういう考へ方をいたしておるわけでありまます。

○伊藤修君 そのことは法文を見ればわかりますが、どうも法文の書き方にありますと、民事のほうにおいては訴えを以てその申立ができるといつておる、不服申立について訴えをするといふふうに一応とれるのです。刑事のほうで見ますと、請求することができるといつておるのです。この相違はどうですか。

○政府委員(野木新一君) その点も民事訴訟法と刑事訴訟法の現在の再審査の規定の建て方が、といひますか、文字の表現が違つておりますので、民事におきましても普通の再審査も再審査の訴えを以てするということになつております。刑事につきましましては訴えといふ言葉を使ひませんで、再審査の請求といふ文字で旧刑訴も新刑訴もいつておりますので、それに合せたといふわけでございます。

○伊藤修君 これは我が国の従来の民事及び刑事の手続といふことになると再審査は一審ですか。

○政府委員(野木新一君) 再審査は、例へば刑事の一審判決に対して再審査の請

求があつた場合におきましては、その一審判決をした裁判所が再審裁判所になりまして、再審を開始するかどうかを決定し、再審を開始しましたら、その裁判所がその審級の手続きによつて事件を審理いたします。そうしてそれに判決がありますと、今度はそれに対して控訴、上告ができます。訴訟法の許すところに従つて控訴、上告ができます。そういうふうに普通の再審がなつておりますので、これもそれと同じように考えておる次第であります。

○伊藤修君 この再審の結果、地位の回復又は救済手続は、別に法律で定めると言つておるのですが、どういふよ
うな構想を持つておられますか。

○政府委員(野本新一君) この点につきましましては、地位の回復をいたしまして、殊に民事等におきましては、物の返還という場合がときによつて考え得られますので、又刑事におきましても、実際問題としては少いかも知れませんが、例えば没收した物があるならば、それを無罪になつた場合には返してやる場合があるのではないかと、いろいろなことを考えまして、物の返還というような点のところ、その点につきましましては、連合国財産の返還等に関する法令がありますので、それに準じてこの手続規定を定めたいという点が一つと、それから金銭賠償するような場合につきましまして、いきなり賠償の訴えを起すということにいたしません。一応政府側と折衝して、和解のうな話し合いができるならばそれで話し合いをしたいということ。それから「地位の回復」又は「公正且つ衡平な救済を受ける」という点は、地位の回復に於るか、或いは金銭賠償にするかにつき

ましては、日本側にどちらを選ぶかという、選択権と申しますか、そういう権利があることを前提といたしますので、どちらでやるかというような点で、きめる手続、そういうものを、この地位の回復、救済の手続については、別々に考慮されるという点で定めたいと思っております。それにつきましては、先ほど申し上げましたような、連合国財産の返還に関する法令等を参酌して、大体それに倣つたことを考えて行ききたいと思っております。

○伊藤修君　この四條の二項に「前項の場合において、訴訟の当事者その他にその損害について責に任すべき者があるときは、国は、これに対して求償権を有する。」これはどういふ場合が想像されるのですか。

○政府委員(野本新一君) 民事の再審査法案の第四條第二項によりまして、當事者以外で、損害について實に任ぜべき者というものは、非常に例外の場合で少いと思いますが、一番過例といひましたは、例えは日本人が原裁判の結果として、連合国人から取上げて占有中の家屋を第三者が不法行為によつて滅失せしめたというような場合の第三者、そういうようなことがここに考えられるわけであります。

○伊藤修君 いやしくも国が権限を持つて裁判をして、一旦そういう地位を與えておいて、それがこの條約によつてこういう結果になつて、こういう法律ができて、再びやつたら、今度は國が任してしまつたりして、そうしてその人間に求償權を行使させる、自分の責任を考へないで、その責を國民の手に持つて行くという考へ方じゃないですか。非常に不合理じゃないですかね。

○政府委員(野木新一君) この点につきましては、こういふように考えております。一見お説のように見える嫌いもないではありませんが、もともと連合国人が十分な陳述ができなかったため、間違つた裁判が行われた場合でありますので、間違つた裁判の結果を一方の当事者に不当な利得を得しめるといふ点は、やはり正義の観念に適しないのではないかと、こゝから第二項の規定を置いたわけでありませう。而も「損害について責に任すべき者が」といふ場合でありますから、正義の観念から離れることはない、と存する次第でございます。

○伊藤修君　正義の觀念から申しますれば、国民はとにかく権限ある裁判所の判決に基いてその地位を取得したのであつて、むしろ善意を犯すと申さなくちやならないでしよう。少くとも善意であるということは当然のことで、そういう地位を與えたのは、國家がそういう手落ちがあつたといわなくちやならないじやないですか。正義の觀念から申しますれば、そういう原因を與えた國家が責を負つて、この場合は解決すべきものじやないでしようか。その責任を國民のほうへ持つて行つてまいらうということは、自分の責任を少しも顧みずして、國民のみが悪いといふ考え方はおかしいじやないですか。

○政府委員(野木新一君) 民事の裁判におきまして、若し普通の状態におきまして裁判が進行し、連合国人が十分主張、立証できたならば、日本国人としては勝訴の判決が得られなかつた場合でありますので、只今のような結果になるのは止むを得ないのではないかと存する次第であります。

○伊藤修君　止むを得ないと言つて、
そういう考え方でなくして、このよう
な異例の場合においては、むしろ国家
が当然責任を負うてしまつて解決すべ
きものじやないでしょうか。再び国民
のほうへ又その求償權を行使させて、
平和裡に生活しておる者の経済的生活
を破壊して行くような結果をもたらし
ては、好ましくないんじゃないでし
ようか。一体根本的に私はお尋ねした
いことは、かような不名誉極まること
の條約を締結したこと自体に私は不
服があるんです。殊に日本の裁判とい
うものは、戦前におきましては世界各
國に比較いたしましたして、少くとも権威

を待つた裁判所であつたはずで、わゆる治外法権を撤廃した當時においては、諸外国と等しい、平等以上な権力を持つたところの整備された日本の裁判所であるということをお我々は誇示しておつたはずで、又誇りを持つていたはずで、その裁判所が裁判したことに、今日講和條約の結果、とかく言われて難癖を付けられて、あたかも日本の裁判は劣等のごとく考えられて又やり直ししろと言われる。これほど不名誉なことはいじやないですか。而もその不名誉極まることをこれを甘んじて受入れて、その結果取消しだと言うて国民にその尻を持つて、行くことがどこにあるでしょう。それが衡平の観念ですか、正義の観念ですか。国家みずからその責任を負うべきじやないですか。若しさうな不当な利得をした者があるとしても、その不当の利得が今日なお残つてゐるとは考えられないのです。あなたがた常識で考へになつたらどうですか。この専横權を行使することによつて今日の終

濟生活を又破壊に導くのです。そこに又再び損害を生ずる。秩序が乱れて来るのです。さようなことを法律で企図するということは私は理窟はないと思う。基本的な考えを一つお伺いしましょう。

○政府委員(野木新一君) 民事の裁判が問題になるわけでありますが、民事の裁判は原告、被告との間の争訟としてそれについて裁判官が、裁判所が判断するわけでありまして、この法案によつて再審の結果、連合国人が勝訴になるという場合におきましては、結局元の元の訴訟におきましても充分な陳述をしなからば勝訴になるというそういう場合でありますので、原則的の考え方から申しますと、被告である日本人といふにしましては本来勝訴できなかったのに、連合国人側の戦争状態の結果、十分な陳述ができなかつたという点が因になつて勝訴の判決を得たという場合でありますから、本来勝訴の判決を得られない場合でありますので、その占から見ますと、或る意味で不当に利得しておるということになりますので、再審の結果連合国人が勝訴し、日本側が負けたという場合に、その不当利得をそのまま保持させていいかどうかという点を考えますと、やはりそういう利得は保持させてはいけないのではないかと、そういう考えでこの四條第二項のような規定を設けた次第でございます。

○伊藤修君 私の今お尋ねしておることは、ともかくその基本的なことを今お尋ねしたのですが、一体日本の裁判がさような不公平極まるところの裁判を戦争中行なつていたのかどうか。それを認めてこの講和條約を締結しや

のですか。そういう卑屈な態度に出たのですか。私は少くとも戦時中においても訴訟関係人はそれ／＼相当の知識あるところの弁護士を依頼して訴訟は遂行されておつたものと認めるのです。その場合においてこれらの陳述、主張というものが不当に拒否されておるとは考えられないのです。そういうことはあり得ないというのを根本的になせ主張できなかったのです。若しできなくて屈服してこのような規定を法律上立法せざるを得ないような立場に追い込まれたとするならば、これも又敗戦国として止むを得ません。然らばそれはその結果もたらすところの、法律上の地位の変動によつて生ずるところの損害賠償というものについては国家が責任を負うべきじやないですか。それを転嫁して、いわゆる本質的には勿論あなたのおつしやるようにさような訴訟の結果、不当に利益したものをこれを求償するということは法律的には考えられまいが、それによつて起るところの新らしい法律変動というものを考慮しなければならぬと思ふのです。為政者というものはそれくらいのことには考えなくちやならないのです。又法律を立法する場合においてそういうことが好ましいかどうか。又現実を果してそういうことができるかどうかということも考えなくちやならぬと思ふのです。ただ単に名分的に理論を通すためにこれを書いたとおつしやればこれは又別問題ですけれども、真におつしやるおつしやるなら私は不服です。

○政府委員(佐藤達夫) 一応私からお答え申し上げますが、おつしやること

第四部

法務委員会会議録第二十七号

昭和二十七年四月二十二日

【参議院】

ろはよくわかるのであります。ただ今前提にお言葉にありました日本の裁判所が不正である、不衡平であるというようなことを頭に置いてこの條文ができておるかどうか、これは平和條約の條文という点に過ぎません。平和條約の條文といふのは決して日本の裁判所が不正であるというようなことを前提においてできているものではないと思ひます。その公正を否定する趣旨は全然ないものと思つておられます。理論上の問題かも知れませんが、御説明にも出ていると思ひますが、例えば抑留されておる或いは送還されたというために普通に認められておる上訴の手續を履むことができなかった。そのため判決が、又は裁判所の審理が盡せなかつた、盡し得なかつたというところから来る若干の差異というところはこれは裁判所の公正、不正の問題じやないに、これは考え得ることであらうと思ひます。そういう点を重点としてこの條文は考へておる。それを是正すると言ひますか。補完すると言ひます。きておるものと私は考へております。まあ併しいづれにしましてもこういう條文がないに越したことがないことは全く御同意でございます。御同意でございます。この平和條約は一応勝つた国と負けた国とのけじめといふものはやはり付けてきておるものであります。この條文が入つたことは止むを得ないことかとも思ひますが、これは例えはベルサイユ條約あたりにあります。例によりますと、こういう場合に、私ははつきり承知いたしませんけれども、混合裁判所というやうなもの

で再審査をするというやうなことがあるらしいのであります。それに比べますとむしろこれは日本の国内機関で十分自主的に再審査をせよという形になつておるからして、それらに比べればまだ日本の裁判所というものは公正さといふものを信頼してこの條文ができておるというやうな気持ちもいたします。このやうなことから結論を付けて参りますと、さつき野木君が説明いたしましたように、その結果仮に前の、再審の結果前の判決が變つたというやうな場合にはそこにやはり不当利得というやうな觀念が出て来ることはこれは止むを得ないのじやないかというやうなのが大體の考へでございます。

○伊藤修君 充分な陳述ができなかつたという意味を一つ……

○政府委員(野木新一君) この阿波案におきまして充分な陳述ができなかつたときと申しますのは、一応條約の表現をそのまま法案に借りて来たものであります。政府といたしましてはこの趣旨は一言で申しますと、連合国人が戦争状態のために原判決に影響を及ぼす虞のある申立、主張、立証等訴訟上の権利の主張、防禦ができなかつた場合と申すに解釈しております。それが、その一番適例といひましては、戦時中の措置として抑留、送還等があつたために上訴しようとしていたものができなくなつた、或いはそのため期日を懈怠せざるを得なかつた、そのために敗訴してしまつたというやうな場合が一番適例として考へられる次第であります。

○伊藤修君 そうすると、それは疎明又は証明の点まで行くのですか。疎明の程度でいいのですか。或いは更に進んでいける原判決に影響を及ぼす点まで疎明若しくは証明するのか。その点を……

○政府委員(野木新一君) この点につきましては、民事と刑事とやや立て方を異にしてありますが、民事につきましては、再審の訴を以て行くわけでありまして、一般の訴の審理の規定が適用になりますので、この十分な陳述ができなかつたときという点も民事では証明するといふことになるかと思ひます。刑事につきましては、これが再審開始決定をするかどうかという点になりますので、その点につきましては、十分な陳述ができなかつたときという点につきましては、疎明で足りるものと思ひますが、刑事の再審査、法案におきましては、第四條におきまして、再審開始決定をするにつきましては、十分な陳述ができなかつたことが原判決に影響を及ぼすか否かについて審査し、原判決に影響を及ぼすと認めるときは、再審査の決定をしなければならないというにいたしまして、刑事事件の特性に鑑みまして、ここで相当内容に入つた調査をする段階を設けてあります。このためには証人尋問等をするのでございまして、この点につきましては、相当高度の心証を要求して行つて、そのやうなことの立て方になつておるわけでありまして。

○伊藤修君 そうすると、再審手続も旧刑訴時代は、旧刑訴の再審手続によるのですか。

○政府委員(野木新一君) 新刑訴施行前に起訴のあつた事件について、本法案の再審査、再審をやる場合におきましては、旧刑事訴訟法及び応急措置法

請求ですか。或いは職権主義ですか。

○政府委員(野木新一君) 刑事の再審査法案の四條におきましては、この立て方におきましては、勿論當事者が先ず十分な陳述ができなかつたことが原判決に影響を及ぼすか否かについての資料を出す、檢察官がそれに対して反対の資料を出す、最後には裁判所がなお職権をも加味して調べて決定をする、そういうやうなコースを考へております。

○伊藤修君 第六條は、これは旧刑訴と新刑訴との適用の経過規定が規定されておるのですが、これは旧刑訴によつてやる部分はどういうふうな扱ひのですか、全部旧刑訴によつてやるのですか。

○政府委員(野木新一君) 第六條の趣旨は、刑事訴訟法施行法を受けまして、いわゆる新刑事訴訟法施行前に、公訴の提起があつた事件につきましては、現在でも旧刑事訴訟法及び応急措置法によつて再審手続が行われることになつておりますので、それと同じやうに取扱ひものであります。新刑訴になりましてから、公訴の提起があつた事件につきましては、新刑事訴訟法によつて再審が通常事件について行われますので、この事件もそれと同じやうに取扱ひて行つて、こういうわけでございます。

○伊藤修君 そうすると、再審手続も旧刑訴時代は、旧刑訴の再審手続によるのですか。

○政府委員(野木新一君) 新刑訴施行前に起訴のあつた事件について、本法案の再審査、再審をやる場合におきましては、旧刑事訴訟法及び応急措置法

によつてやる、そういう考え方でございます。

○伊藤修君 再審後におけるところの訴訟手続は、一切旧刑訴でやるわけですね。

○政府委員(野木新一君) 只今申し上げました事件につきましては、旧刑訴訴訟法及び応急措置法の二つで再審開始決定後の手続もやつて行く考えでございます。

○伊藤修君 ちよつと再審だけは新法でやつて、それから事案の審理については旧法でやるように、ちよつと見えるのですが、それは、はつきりそういう區別しておるのですか。

○政府委員(野木新一君) 再審手続自体も、新刑訴訴訟法施行前に起訴のあった事件につきましては、この法律とそれから旧刑訴及び応急措置法で行く、そういう考えでございます。

○一松定吉君 刑事判決の再審査に関する法律案、それから民事判決の再審査に関する法律案の一方は第七條、一方は第四條、その地位の回復ということ、公正且つ衡平な救済を與えるというものを具体的に説明して頂きたい。どういふ場合、どういふ方法で……

○政府委員(野木新一君) まず刑事から申しますと、地位の回復という点につきましては、例えば、本来無罪であるべき者が有罪の判決を受けたという場合におきましては、無罪の判決をすること自体が地位の回復ということになる場合もあるかと存じます。それから刑事につきましては、没收しておるようなものがありまして、それは非常な稀な場合と思いますが、なお残つておるものがある場合には、その没收しておるものを返してやるというよう

なものも地位の回復にならうかと思ひます。民事につきましては、地位の回復をいたしましては、例えば連合国人が家を所有しておつてそれに住んでゐた、それが敗訴の結果家を取られてしまつたという場合には、その元の家の家が残つておる場合には元の家に住まわせるようにしてやるというようないふ点がその適例になるかと存じます。なお公正且つ衡平な救済と申しますものは、十分な陳述ができなかつたことが原因となつて敗訴になり或いは有罪の裁判を受けたところ、或いは無罪若しくは刑が減つたといふふうな場合に、そこに因果關係が認められる場合におきまして、その他その人の当時の状況、或いは事情を斟酌いたしまして、又当事者のほうに過失があつたかどうかというふうな点、そのときの事情その他一切の事情を斟酌いたしまして、適当と認められるところに従うわけで、大体の金錢賠償、そういうようになつておるかと存じております。

○一松定吉君 地位の回復というのは押收された品物を返してやるのが地位の回復だ、それは地位の回復じゃない、押收されておるものを返してやるというものは地位の回復じゃない、地位といふものはその人の資格じやないですか。

○政府委員(野木新一君) 刑事につきましては地位の回復といふことは民事ほど適例がなか／＼考えられないわけでありまして、その資格といふ点も入るのではないかと存じます。例えば、名誉を害せられておる場合におきましては、現在の再審のところに於いても認められておるような新聞広告をして

名譽を回復してやるというふうな点もここに入るのではないかと考えておる次第であります。

○一松定吉君 そうすると今の新聞広告をして、こゝろでこの人は無罪になつたといふことを公告してやるということだけに地位の回復といふ文學を使つたのですか、まだほかにもあるでしよう。ほかにもあることを具体的にあなたから例を挙げて説明してもらいたい。

○政府委員(野木新一君) 刑事につきましては、只今申し上げましたように、ほかの事例が、今挙げたような事例でありまして、連合国につきましては人の資格といふような点は、これは余り問題がありませんが、若しあるならばそのいふような資格といふような点も考えられるのではないかと存じます。

○一松定吉君 例えば日本に在留することのできる地位のあつたものが、有罪の判決によつて日本に在留することができないことになつたといふようなものも、地位の回復で又元の通りに在留できるというふうなことも含むのではないですか。

○政府委員(野木新一君) そういうことがあるといふことは、その場合も勿論含むと存じます。

○一松定吉君 それから公正な救済といふのは、これは損害を賠償してやるとか、名譽の回復をしてやる、或いはその人間が非常に生活に困れば生活の補助をしてやるというふうな、とにかく問題は「公正且つ衡平な救済を與える」といふのであつて、これは再審の裁判所において裁判の本文にそういうことを書くのですか。

○政府委員(野木新一君) この点は只今の考えにおきましては、再審裁判所が直ちにやることにせず、別の方法です。そうして例えば「公正且つ衡平な救済」の主たるものは金錢賠償が典型的に大部分を占めますが、殆んど全部金錢賠償でやつていふのじやないかと考えておるわけでありまして、その場合にはその金額等について、いろいろ見るところによつて異なる部面もあるかと存じますので、只今のところではいきなり訴訟といふことにさせませんで、政府等に一応申し出させてそこで折衝いたしまして、成るべくならば話し合ひで話を落ちつけさせる、どうしてもしやうがなくなつたならば、新らしく國を被告として訴訟を起して解決して行きたい、そう考えております。

○一松定吉君 そうではなくて、やはりこの訴えを起して後に、それが再審の理由があるかないかということが認められて初めて、今の地位の回復だとか或いは救済とかいふことが與えられるといふのが、第七條の法文の前にはやんと書いてある、或いは民事ならば四條にやんとそのことが書いてある。でその問題は結局刑事のほうでは第七條の三項に「地位の回復又は救済の手続については、別に法律で定める」のであつて、別に法律で定め

○政府委員(野木新一君) この案の考え方といふことは、只今仰せのやうな考え方ではございません。勿論再審の訴えが起つて、再審の判決があつた後に、地位の回復とか「公正且つ衡

平な救済」といふ問題は起るわけでありませんが、それは再審裁判所が別に法律で定める手続によつて直ちにやるというやうな構想は今考へておりません。この別の法律で定めるとしておきま

○政府委員(野木新一君) この点につきましては、物の返還につきましては、例えは連合國財産の返還等に関する政令、これは今法律としての効力は持つておりますが、これ等に準じ、又金錢賠償につきましては例えは訴訟を起す前に政府に申出をして、そこで話し合ひの機会を設けるというやうな構想で今考へておるわけでありまして、

○一松定吉君 そうするとあなたはいふのは、現行法がある、その現行法に準ずるといふのですか。この規定から見ると「別に法律で定める」といふから、これからこの地位の回復及び救済の手続に関する法律を制定するのじやないのですか。

○政府委員(野木新一君) この点につきましては、物の返還につきましては、例えは連合國財産の返還等に関する政令、これは今法律としての効力は持つておりますが、これ等に準じ、又金錢賠償につきましては例えは訴訟を起す前に政府に申出をして、そこで話し合ひの機会を設けるというやうな構想で今考へておるわけでありまして、

○一松定吉君 そうするとあなたはいふのは、現行法がある、その現行法に準ずるといふのですか。この規定から見ると「別に法律で定める」といふから、これからこの地位の回復及び救済の手続に関する法律を制定するのじやないのですか。

○政府委員(野木新一君) この点につきましては、物の返還につきましては、例えは連合國財産の返還等に関する政令、これは今法律としての効力は持つておりますが、これ等に準じ、又金錢賠償につきましては例えは訴訟を起す前に政府に申出をして、そこで話し合ひの機会を設けるというやうな構想で今考へておるわけでありまして、

○一松定吉君 そうするとあなたはいふのは、現行法がある、その現行法に準ずるといふのですか。この規定から見ると「別に法律で定める」といふから、これからこの地位の回復及び救済の手続に関する法律を制定するのじやないのですか。

○政府委員(野木新一君) この点につきましては、物の返還につきましては、例えは連合國財産の返還等に関する政令、これは今法律としての効力は持つておりますが、これ等に準じ、又金錢賠償につきましては例えは訴訟を起す前に政府に申出をして、そこで話し合ひの機会を設けるというやうな構想で今考へておるわけでありまして、

が敗者に向つて押付けたという感じでは我々はこれに賛成することはできないです。併しなから若しも戦争中に先ほど伊藤委員のお言葉にもありました、日本の裁判は決して列国に比して恥ずべきものではないか、なかつたけれども戦争中に戦争が原因となつて様々の第一には不当なる圧迫があつたということがありましよう。それから第二には技術的にそういうことがなかつたということがあつて、大体その二つの理由によつて公正ならざる裁判が行われたということをお認めになるのかどうかということなんです。

○政府委員(佐藤達夫君) 第一点の最初におつしやいましたような点は、この講和條約というものの性質と言いますか、本質に於いて掘下げればなかなかむづかしい問題であらうと思ひます。併しなから私どもの少くとも今回の平和條約について考えておきますところは、例えば日本は占領の下にまだあつて、その地位において結ばれた條約でありますけれども、その占領下にあるというふうなことから来る一つの制約といふことが、圧力と申しますか、そういうものが加わつてきたものではない、一応自主的に日本政府が対等の立場で結んだ條約であると考えます。併しなから最初に触れましたように、とにかく平和條約と言ひ、講和條約と言ひ、多くの場合勝つた國と敗れた國との約束でございますからして、その勝ち負けの事実から来る内容の影響というものは、これは否定できないといふふうに申上げるべきであらうと存じます。それから第二におつしやいましたお尋ねは、先ほど伊藤委

員にもお答えしたところに関連するのでございますが、私どもの見ておりますところでは、戦時中といへども、少くとも裁判所は厳正公平にその職責を果しておられたと存じます。旧憲法の下においても、裁判の独立だけはこれは十分保障されておつたのであります。それが侵害されたというふうな事実は私どもは承知いたしておりました。ただ今お触れになりましたように、この技術的な手続上の止むを得ない事実から来る、現実から来る技術的不行届はこれはもう止むを得ないことでありまして、その点から来る影響はこれはありましようけれども、裁判そのものが特に或る外部からの圧迫を受けたというふうなことは全然考えておりません。

○羽仁五郎君 それは少しお言葉が過ぎるのではないかと申すに思ひますが、その点とすると、戦争中の裁判で反省すべき点はゼロだ。然らばその再審査に際するといふ理由はどこにあるのか。そうすると全く強制によるものか。それと申すに、技術的な面だけを救済するのだといふことになつてしまふ。そうするとその点が第一に納得し兼ねるのだけれど、それから第二にこれは第二の点に……まあ御問答してもしやうがありませんから、大体そういうお考えだといふふうに伺つて第二の点に移りますが、この法律案が法律がどの程度までの範囲に及ぶかといふことになつて、これはこの前、前回質疑をしまして、今日も一松委員からの御質問にお答えが今まであつたが、その軍の行なつた裁判も含むといふことになつていますが、さうです

か。さうですね。そうするとこの軍の行なつた裁判といふものについて、今のお答えがそのまゝ妥当なものであつたかといふことになつて、つまり顧みて反省しなければならぬような点が技術的以外にはないかといふことが、その軍の行なつた裁判においてないかどうかが、それからその範囲として、若しその相手方がこの法律案はこの裁判判決の再審査だから、判決がないものには及ばないといふお考えでこの法案の作りができていますので、併しなからこの趣旨によつて、実際にこの戦争中外国人が日本で不当な取扱を受けたのは、裁判よりは実は検察なり警察においてだらうと思ひます。で、私はこの憲兵隊の窓からイギリスの新聞記者が飛び降りて自殺したといふ悲しむべき事実を思い出さずには置けません。この法律は判決があつたものだけを取扱うのだと言つても、この趣旨に従つて相手方はその裁判まで行かなかつたところにおいて、実は非常な名誉を毀損され、或いは生命を奪われ、その他非常な不当な取扱ひを受けている。これに對してその地位の回復なり、或いは何なりを求められた場合には、政府はそれに応じないおつもりだといふやうにお考えになつておられるかも知れない。若しさうだとするとそれに応じないでよろしいのだといふ根拠を伺ふ。こういう法律は出す、併しなからいふものに、これは応じないといふことが言えるのかどうか。その点は第二はその範囲の問題です。どの程度に及ぶのか……

○政府委員(佐藤達夫君) 軍の裁判については先ほど野木政府委員からお答えした通りでございますが、あとのお言葉に出て参りました、この裁判に至らない、その事前の警察とか、或いは検察といふような段階において不当に権利が侵害されたといふような場合でございまして、この條約そのものからいたしますと、この十七條の(b)項、即ちこの法案の基になつております條文は、御承知の通りに裁判によつてその損害を受けたといふものの救済についての規定しておるのであります。その他この條約の中で今御指摘になりましたような点について條文があるかと申しますと、これはないわけでございます。従いまして一般の行政処分に基づく損害の問題と同じことになるわけでありまして、その一般行政処分による損害の問題はどうしていかと申しますと、たしかこの條約のほうでは、十四條の(b)項でございまして、そのほうで連合國側としては日本側に対してその賠償を請求しない、請求権を放棄しておるといふことになつております。従いましてこれはもう法律的小の答えで申すに、今最後にお尋ねの点は、連合國側に対する日本側の賠償といふものの義務づけはないといふことを一応お答え申上げます。

○羽仁五郎君 その点は実はまあ政府の政治上のお考えを伺つておきたいといふふうに思つたのですが、御承知のやうに戦争中は特にスパイ事件といふやうな関係で不当な圧迫が加えられてゐる。それは裁判に持つて行かないことを初めから目的として、警察や検察で締め上げるといふことをやつて、裁判所は改められたのは損したやうな顔で、それ

どころか今度は又そいつを続けるのだという傾向があるのじやないか。私はそういう深い見地に立つてこの法律案を出されるならば、これは立派な法律案だと思ふのです。だけれどもそうじやなく單に今の御答弁のような形式的なもので、それで結局つまるところは技術的なものと、それから勝利者の敗者に対する命令というものだ、勝利者の言葉である、それから技術的な点だけを悪かつたと思ふのである、この程度の法律案じや、実にこれはレベルの低いつまらん法律だという感じがして、賛成する気にはなれない。それでその質問の趣旨を明らかにする意味で今の点を申上げるのですが、先ほどの御答弁でよろしくございませうか。或いは若干補足乃至御訂正になりますか如何ですか。(笑聲)

○政府委員(佐藤達夫君) お話の趣旨はよくわかります。わかりませんがですね、おつしやる通りに例えは反省の色が又薄れて来るとか、或いは今後この問題を根絶する方法如何というように、立法政策上の見識の問題としてはこれはもうすべてのことに当てはまることではございませうけれども、飽くまでもこれは深く広く持たるべきものである。これは立法機関としての国会も政府もこれは同様だろと思ひます。併しこれは当然のことではあります。ただですね、今この槍玉と……、ちよつと失言いたしました(笑聲)、問題になつておりますこの法案でございませう、これは広い立法分野の中で、この平和條約の十七條、而も十七條の中の(b)項というこの條文をとらえての解決を受持つて出て来ておる法案なのでございませうからして、この場合において

はこの法案自体の中の問題としてどういふ事柄を盛込まれるのが適當であるか、或いは條約との関係はどうなるかということを我々としては一番當面の問題として考へておりますので、これの受持ち以外の広い立法政策の分野のことについては、又いろいろ教えを受け、私も反省をして善処して行きたいというふうに考へておるのでございませう。

○羽仁五郎君 私は佐藤さんのような立派な方が將來法務總裁になることを非常に期待しているのですが、(笑聲)今の御答弁じや全然満足できないのです。この立法の精神は判決に限るのだけれども、併しながら政府としてはその裁判所に持つて行くという前に起つた檢察乃至警察において起つた問題についても全く責任がないといふくらゐの御答弁をなされてはならないのです。それは僕はおできになるはずだと思ふのです。併しこれも押問答になつて強制するようになつてはいけませんから(笑聲)次の問題に移りますが、これは第三の問題でけれども、さてこういうことを外国人に対してやるとして、日本人が戦争中外国の裁判所で或いは不当の取扱ひを受けたことがあるかも知れん、さつきのこといせ技術的な点だけでもね。刑事民事を通過して……、そういう問題について政府は何か努力されているのですか、それとも外国人のほうだけどういふ鄭重な考慮をされて同胞たる日本国民の問題については何らお考えになつていないのですか、この法律には勿論書いてない……。

○政府委員(佐藤達夫君) お尋ねの点

もとよりこの條約交渉の任に當りました外務當局なり、或いは政府の首脳部において當然考慮に入れたことと存じますけれども、今御指摘の通りにこの平和條約の條文には入つておらないわけではございませう。又實際どういふ事実がありませうかといふことも私も存じませうけれども、いづれにせよ條約自身に入つておらないことはこれは事実でございませう。従ひまして條約自体の實施の問題とは別に十分その善後の処置と申しますか、そういう点については當然考慮せねばならぬというふうに考へております。

○羽仁五郎君 そうするとその点については努力を繼續されるという、ますます努力せられるというふうに了解いたします。そうすると第四に伺つて置きたいことは、この戦争中のみならず戦後不幸にして非常に長い期間常識を越えて占領が繼續された。そのために占領の当初の目的が失われて、別個の目的がそこに発生して来たという状況は今更申上げるまでもない、政府もよく御承知だろと思ふ。その占領期間中において日本国民が十分なる陳述をなす機会を與えられないうで、不当な処置を受けている場合があるのじやないかといふことを非常に心配するので、併しこの問題については、これも勿論この法律案と直接関係はないのです。併しこの立法の背後の政府の態度としてその問題に対してはどういふ処置をとられるか、又は努力をなさつておられるのか、いわゆる政令三百二十五号とか、或いは諸般の覚書などによつて、例えば一昨年でしたか……の新聞社におけるレッド・パージというふうなものでも、名誉を毀損せられてお

るといふふうに客観的に考へられてい

るものが少くないのです。日本の裁判所に訴えても管轄権がないといつて裁判もせられない、そうして何らそれについても、それは刑罰じやないといふかも知れないけれども、併しながらそれについての処置は妥當であつたといふふうには思へない。こういう問題については日本政府は、それも別に平和條約に書いてないから何にもしないといふのか、それともそういう問題もこれらの問題と関連のある問題だといふふうに認識し、それらについての救済を努力するつもりだといふふうに現在お考へになつていくかどうか、それを伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 問題は占領中の事態についてでございますが、殊に三百二十五号関係、或いは又占領軍の軍事裁判所の事件等についてのお話であるわけではあります。私も似たしましては例えは今の軍事占領裁判所の判決というふうなものをどういふふうに今後扱つて行くかという点につきましては、この間ずつと前でありましたか、ちよつとここで触れたこともございませうが、一応御破算になるという建前の下に新たに日本側として、例えは殺人とか何とかいふような放任できないものといふようなものについて、日本の法制に従つて手続をとつて行くかといふような観点に立つて現在いるわけではあります。従ひましてその他の問題につきましてもそういうふうな考え方で、要するに理論上もこれは当然だろと思ひます。占領といふものがなくなりましたれば、占領軍の権力というものはなくなるわけでありませうから、日本の独自の立場で政府は処理

○羽仁五郎君 議事進行について……

時間の關係とそれから最高裁のほうに御出席を願っている關係もあるので、今伺つた程度の点についてだけお答えを頂ければいいのです。つまり問題がなにか、或いは技術上の問題だけだとか、それとも相当重大な問題があるとか……。

○政府委員(野木新一君) この点につ
きましては区裁判所で一審をやり、控
訴をして懲役一年の刑が言渡されてい

るのでありますが、各自について相當に事實の取調べをしているように見受けられますので、まあその点については一応問題はないのじやないかと推定されるのであります。それから只今御指摘の札幌地方裁判所軍機保護法違反、この点につきましては判決原本が焼けてしまつてありませんので、つきりしたことはわかりませんが、これは軍機保護法違反で、もう大赦になつておりますので、實際の刑を執行されたのは極く短期間ではないかと思れるわけでありまして、これも地方裁判所の事件でありますから、当時といたしましては、通常裁判所事件でありますから、相當詳細に調べてあるのではないかと存する次第でございます。

○羽仁五郎君 それじや最高裁のほうに伺いたいと思うのですが、今お聞きさ

びのような点についての関連において伺つておきたいと思うのですが、第に伺つておきたいのは、我々は今こゝいう法律案を審議しておるわけなんあります、最高裁では、戦時中に國人に対して行われた裁判などについてお調べになつたことがあるのか。どうですか。

○説明員（鈴木忠一君） 最高裁では
の法案が出ましたについて、戦時中

にこの法案の適用を受ける事件が、どの程度全国の裁判所で行われておるかというようなこと、それからその内容はどういう大体事件かというような点については、一応調べてございます。

○羽仁五郎君　その前に伺いたかつたのですが、最高裁ではこういう法律案を誠に喜ばしい法律案だというふうにお考えになつておるのですか。どうなんでしょうか。

○説明員(鈴木忠一君) これは結論から申し上げますれば、誠に喜ばしい法案だとは少しも思つておりません。と言いますのは、どこの国でも同じでございますけれども、国家の権力で裁判所

が判決をいたしまして、そしてそれが確定をしておる以上は、その確定した裁判を争うのは、結局再審の方法で、而も年限もちゃんと切られて争うのが、唯一の方法であるかと思ひます。然るにその再審の訴えで、再審の事由としてこういう法律の形で、むしろ例外的現象をな再審の訴えとして規定しておるわけですから、そういう例外的な現象を原則として喜ばないということは、さう申上げるまでもないのであります。決してこれを最高裁判所がいい法律でできたというようには考えておらないわけであります。

○羽仁五郎君　この最高裁判所の現在の任務は、言うまでもなく、それから申上げるまでもない、裁判の独立ということにあると思います。この法律案は裁判の独立ということに関係あるのじやないか、裁判の独立を危くする点がありはしないかというふうに考えますが、その点は如何ですか

○説明員（鈴木忠一君） 私が只今喜
でおらない法律だと申上げましたのは

最前羽仁委員からも御質問になつたことに關係いたしますが、戦時中の裁判所が軍部の圧迫を受けたとか、或いは時勢に便乗して外国人に対して差別待遇をした裁判をしておつたといふことには、私は、さういふことが、今の

時期として反省して、そういう裁判を訂正すべき機会が與られたという意味で、喜ぶべきだと思ふのですが、裁判所といたしましては、御承知のよう

に、戦争中においても外国人なるが故に訴権を奪つたとか、裁判所が内国人に比して特別な差別待遇をして苦しめたとかいふような意識を少しも持つておられないわけなのであります。そういう

う意味で自分たちのやつたことを正当化するとか、やり直しをする機会を賜へをせよとか、やり直しをしないといけないと思ひますので、それで喜んでおられないわけでありませう。ただ併しこういう法律ができません。再審事由があつて、再審の手続を開始いたしましたとしても、それなう開始した事件が全部が全部、元の判決、ひつくり返す結果になるかというところ、これは必ずしもそうならないのでございませう。再審の事由があつて手続が完了いたしますけれども、原判決の結論が変更開始したけれども、原判決の結論が変更の結果妥當なら、再審の訴えは実質上立たないわけなんですから、そう

うつまり全面的に前の判決をひっくり返してかかる手続でないわけなんですから、そういう点において、言わばあ若干、一方においては安心をしていという意味でおるわけです。

○羽仁五郎君　今のお答えを伺つて、私はこの法律案の急所に触れたように思ふのですが、恐らく平和條約にお

てそれに署名をされた国々が、こ
うようなことを要求をされたのは、

か、むしろ日本の検察や警察において
本裁判に対してじゃないんじゃないの
というふうなことが行われ、非常な
不当が行われていた。どうも裁判にお
いては、そう多く不当なことが行われ
ていないことじゃないんじゃない

か。であるとするならば、さつきから御説明のように、ほんのテクニカルな、技術的な、或いは召喚になつたとか、送還したとか、その程度のことではなかつたか。それでは、それと

併し双方にあることしやないか。それな
こと、くしく平和條約の中に一條設け
てやるというようには了解できない。
だから、これは向うの要求は、日本は海
兵隊や特高や檢察や警察、そういうと

印象があつた。それをすり換へて、それで裁判のほうに持つて行つたんじゃないか。そうしたら日本の裁判のためには、それこそ又いつか再審査を要求しなければならんような、名譽を毀損されたようなことになるんじゃないか。そういう意味でこの法律案は甚だおかしいな、何を狙つているのか、どこかという目的なのかという理論上の筋がまだ立つていないというような印象を私は受けるのですが、それに關連して是は高裁に伺つておきたいのは、最高裁判は、今の御答弁で、裁判が何ら独立

ものに對しては、こういう問題があるかも知れないということはお認めになるだらうと思う。併し今日の裁判はそういうものでない、ところでそれはどういふものか。

問題と關係して、さつちもお引きをりましたように、この法律案はいわゆる軍刑法による軍の裁判に關係しては、どういふものか。

さうなんですが、これは過去の問

ですが、軍のやつた裁判の問題が、

たかとも日本の独立したる裁判の問題にあるかのように、この法律案では取捨されるわけですが、その問題については、どういふふうに現在又将来に對してお考えになつておられるのか。

中に軍のやつた裁判が日本の裁判でよ
るといふような印象を、若し世界の国
に持たれるとしますと、非常に残念な
極なことだと思います。

て再びそういうことが起らないようか
御決意をお持ちになるでしょうか、現
在、最高裁は、

○説明員(岸盛一君) それは勿論のこ
とです。

○羽仁五郎君　それから警察と検察も
行われていることは、新しい民主主
義以前の時代においては、とかく裁判
所と関連して考えられた。又事実両方
とも司法大臣の下にあつたんですな
ら、国民から見れば裁判も警察も検
察も同じです。違つていふと言つた
て、いわゆる烏が少し黒いか白いか
という少しの違いですから、だからそ
ういふ点で警察と検察がやつていたこ
を裁判所がやつていたことだと考え
ていろいろです。これは今後において
はそういうことは絶対にあり得ない
です。その問題について同つてお

たいたのですが、過去に警察と検察がつたことで、裁判所が如何にもそれ不当である又現在の裁判の独立を確して行く上に不当であるとお考えにる事件について、御調査になつたり、そういうものに対して今後の方針とるものをお立てになるような努力しておられるのでしょうか。或いは

現在制度は改まつたけれども、習慣は

残つていて、随分警察や検察が裁判所のやるようなことまでもやりかかつている。或いは裁判に対する権威或いは信頼というものを失わせるような事実があるのじやないかと思うのですが、そういう点についてはどうなんですか。

○説明員(岸盛一君) 只今お尋ねのやうな問題、これは新憲法になりました後ばかりでなく、すでにその以前から裁判所としては非常に関心を持つておつた事柄でありまして、機会あるごとに裁判とそれから検察乃至警察との区別というのを世間の人たちにわかつてもらうように努力いたしておつたのであります。それがまあ十分な認識は得られずに来たのであります。が、併しわかる人にはわかつてもらえたと思ひます。終戦後の新しい憲法の下におきましては、制度上その点はずつきりいたしまして、そしてその点以前に比べるとずつとよくなつておると思ひます。ただ従来からの慣性で世間にはまだ往々にしてその点の認識をはずつきりしていないかたもあろうと思ひますけれども、これは今後ますます日本のこのやうな民主政治というものが発展して行くに連れてだん／＼とよくなつて行くだらうと思ひます。その点については裁判所としても今後十分の関心とその点に努力を拂つて行くべきではないかと思つております。

あるようですが、どうして裁判所で騒ぐかと言へば、裁判は公正なものだという確信がでないからなのです。ですからそういう法律を作るよりも、裁判が公正なものじやないかという事件が起つたならばそういうものを拂拭するやうな努力を最高裁になさつて頂かなければ、法律ばかり作つたつても裁判の権威は上るものじやない、いよ／＼下る。ですから特に伺いたいのは第四の点は、占領期間中、最近新聞で見ましたところでも、飯田三七とかたまたちに対してアメリカの軍事裁判、これは日本の裁判じやない。併し一般の国民から見ればやはり日本の裁判だ。読んで行くと、新聞に書いてあるのを見ると、何か別の令状を持つて踏み込んで、その人はいないか、別の人がいて、いろいろの証拠物件があつた。そこからいろいろの事件が起つた。そう考えますと、我々はいつ何時どういふ人が誰かを尋ねて僕らの所へ踏み込んで来る、そこで僕の学問上のいろいろ必要なものを研究しなければ、どこが悪いのかかわらないから、そういう書類があると思ひます。そういうものを持つて行つて、三百二十五号とか六百何号とか何とかというものにひつかけるといふやうな感じを與えるから、どうして裁判というものは日本では確立してないのじやないかというやうな感じが出て来るのは当然でしょう。それがいよいよレツド・ページなりその他の問題については、管轄権がないといふやうにぼんと放される。これは日本の裁判の独立という重大な使命にとつていい影響があるかないかということ、これは日本の裁判所がやつたこと

じやないと言つて個々に説明して歩くわけには行かないのです。そういう事件があれば、何だ日本の最高裁というものはあるけれども、やはりアメリカの裁判が勝手なことをやつていて、それに指も触れられないじやないかといふやうなことで、これは半ば誤解ですけども、半ばはやはり日本の裁判の独立が確立しないといふことにもなるのじやないか。そういう点についてこの法律案を今我々が審議しているのですが、この法律案を審議しながらまだそういうことが残つていて、或いはこれじやないか、解決し得ない問題が残つていて、これらの点について勿論最高裁判所としては裁判の独立ということを確立する上に御努力願つておることと思ひますがどうでしょう。

○説明員(岸盛一君) 御尤もな御質問でございます。折角新憲法によつて裁判所の権威というものがあつたものになり、非常に重責を担うことになりましたにもかかわらず、占領期間中であつたという点が裁判所の独立というものの対する世間の考え方を多少曇らしたきらいがあるといふことは言へると思ひます。それは間接統治といふいう結果になつたのでありまして、本来ならば占領軍の裁判所がやるべき事柄を場合によつては日本の裁判所を通じてやらせられたといふ場合もあるわけでありまして、併しそういう超憲法的な力の下にやはり裁判所が服したといふことは、これは誠に止むを得ない事柄であります。だからと言つて決してこの裁判官が裁判そのものの、自分の仕事の事実の認定、法律の適用について独立を忘れたといふことは絶対ござ

いません。ただこれでいよいよ独立が回復することになりますと、そこに初めて日本の裁判所というものの憲法が規定しているやうなその占める地位を回復して本當の姿を現わすときである。只今御指摘になりましたやうな問題、憲法との関係において今後裁判所が決断を以て行くことになるやうと思ひます。その点は御安心願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 その点安心することができればわ／＼おいでを願ひたいのです。そこで最後に伺つておきたいことは、今我々の国会に提出されていく法律案には、占領下と同じやうに日本の裁判権を制限するのじやないかといふ虞のある法律案が多々あるのです。御承知のやうに行政協定に基いて出て来ている刑事特別法案、民事特別法案、これらは軍機保護法と異なるところがない。或いは却つて悪い、却つて人権を危くし、憲法に違反しているといふやうな虞があるのじやないか。それから最近政府が提案された破壊活動防止法案といふやうなものは、裁判を行政府の手の中であつて行かうといふやうな法律案さえ出されていく。そうすると今伺つた占領下において日本の裁判の独立を確立することに役立たない、或いはむしろそれを妨げていたやうな問題については、それが今後解決され、今後これらをそのまま放つておかれないで解決される努力をなさると思ひますが、そののみならず、現在いよいよ裁判の独立を危くする、或いは危くする虞がある、或いはそれを企て又は煽り、或いは何とかといふやうな意味において、広汎な意味で裁判の独立に何らかのネガティブ、否

定的の害するやうな影響のある法律案が出されていくといふことは、裁判所にとつても重大な関心をお持ちにならなければならぬことだと思ひます。これは勿論行政、立法、司法と相分れていくのですから、相互に干渉すべき筋合のものではありませんが、そこで最後に伺つておきたいのは、今後独立をした、本當に独立をした最高裁判所においては、いよいよ憲法違反のやうな法律案、或いはそういう措置に対しては、嚴重なる審査をされて、そしてそれについて国民が納得するやうな判決を下されることだといふやうに、これは何うまでもないことですがその点について特にどれほどの熱意を持つていかを伺ひして頂きたいと思ひます。

○説明員(岸盛一君) これは誠にその通りでありまして、違憲判断をするに於いての障壁といふものは今後一切なくなりまして、裁判所は全く独立自由な立場から憲法の條規に照して事案を解決して行くことになるのであります。その点は繰返して／＼申し上げる必要のないことだと思ひます。

○羽仁五郎君 その点についていささか我々が危惧の念を抱くやうな事実がございまして。例えて申すと、名前を申すのは遠慮いたしますけれども、本年一月一日発行の裁判所時報の第一頁を拜見いたしますと、裁判所が果して一点の曇りのない衡平にして公正な、そして憲法を擁護する、憲法の原則そのものを擁護するといふ立場に立つといふ点において誤まれることな

ます期待が非常に大きいので、そこにお書きになつておる点なり、又文章なりを特に私は批評する意思は毛頭ないのであります。我々としてはどうかその日本の裁判というものが独立して頂きたい。そしていやくも行政府なり国会なりが通した法律であらうとも、それが憲法に違反するものであるならば、びし／＼とそれが違憲であるという判決をして頂きたいということをお願いするの余り、そういう点についての心配を持つという点を申し上げておきたいと思つてあります。私の質問は終ります。

○内村清次君 先ほど佐藤法制意見長官の御答弁を聞いておりますと、とにかくこの両法案というものは日本国との平和條約の第十七條、いわゆるこの平和條約に日本政府は調印したのである、而も又この條約の中の第十七條の(b)項によつて法制局としてはいやくもこの法案を作らなければいけなかつたのだと、こういうお話ですね。そこで問題は第三條にこの事件に対して原告又は被告として十分な陳述ができなかつたときは、この法律案によつて再審査を受けると、こういうようなことになるわけでありまして、そのときにこういう事件が一体現在どれくらいになつておるかという問題、同時に又先ほどの局長の御答弁によりまして、十分な陳述ができなかつたという適用のお話があつたわけですが、そういうような事件が、予想せられる事件がどれくらいあつたか。この点につきまして御調査なさつておられますか。

○政府委員(野本新一君) 事件につきましてはお手許に資料として差上げておきました。只今御質問の民事のほうにつきましては裁判所にお願ひして調べてもらいましたところでは、大體昭和二十一年二月以前判決言渡しの分につきましては当事者の国籍をいたしまして平和條約署名国のものが十九件、それから中国が十件、その他四件とあります。広い意味の連合国人を當事者とするものは三十三件ほどあります。二十一年三月以降判決言渡しの分につきましては平和條約署名国が十五件、中国が八十六件、その他九件、合計百十件となりまして、直接今度の法案で対象となりますのは平和條約署名国でありますので、合計三十四件程度になつております。勿論これは多少の調査誤れがあるにしまして、大まかに言つて總体の件数はその程度でつかめると思ひます。このうち實際十分な陳述ができなかつた事件はどの程度あるかと申しますと、これはやはりその事件の申立を待つて見なして十分わかりませんので、民事につきましてはさほど申立が、殊にこの中につきましてはすでに解決しておるものも相当あるようでありまして、實際問題として申立はそうたくさんはないのじやないかと考へる次第であります。

○羽仁五郎君 この問題は少し大きな問題になるのでありますけれども、やはり裁判所の独立という点からいへば心配になりますのは、日本の現在の憲法は言うまでもなく硬質憲法である、リジット・コンステテューションである、硬い憲法である、簡単に變更できないものじやない。それで最高裁判所が憲法擁護の違憲の判決をなす最高使命を持つておるといふこと、それと憲法がリジットなものであるといふことは私は関係があるだらうと思ふのです。政府が送り、政策が送り、それで憲法を變更する。例えはソ連の場合のように……そうすると最高裁判所が違憲の判決をやつて行く、やるといふことはそれは私は理論上一致しないのじやないかという、どつちがいい悪いを言うわけじやありませんが、筋が立たないのじやないか。従つて最近の情勢で憲法改正といふことについてかなり簡単に變更得るのかのとき、リジットなコンステテューションとしての意義といふものは相反するやうな考へ方、或いは運動や、又そういう行動がある。これらについては最高裁判所も勿論重大な関心を持たれておるのだらうと思ふ。憲法が變つたら變つた趣旨の違憲判決をするのだと、こういうふうに簡単に行かないことじやないかと思ふのです。これらの点についても最高裁判所では十分考へになつておることだと思ふのです。が、そういうふうな問題が起つて来てから違憲判決なり何なりをするといふよりも、場合によつてはこれは三権分立を乱すといふ意味においては警戒しなければならぬことではありますけれども、併し立法府なり、或いは行政府なりが明らかに憲法違反のやうな立法乃至行政上のことを企てたり、考へたりしておるやうな場合に、最高裁判所としてそれらを三権分立の原則の上に立つてはあらざるけれども、併し事前にそうした問題についての最高裁判所の態度を明らかにせられるといふやうなことはあり得ないものでしょうか、どういふものでしょうか。その目の前で違憲のやうな法律案ができて、それとあとから違憲の判決をやるというやうな場合によつてはそういう違憲の

りも、場合によつてはそういう違憲のやうな法律案ができてないことが望ましいのじやないかと思ふのです。が、むづかしい問題でありますけれども、我々非常に本當の意味において心配をしておるので、それらの点についてはどんなふうにお考へになつておられるか。

○説明員(岸盛一君) お説のように最高裁判所は憲法の解釈の権利を持つておられますけれども、理論的に申上げれば、やはり裁判所は立法府でもなければ、行政府でもないわけでありまして、具体的な事件を通じて何が合憲的な法律であるか、何が法律に適合しておるかといふことを具体的な案件を通じて裁判をするのが本来の職責であることはこれは申上げるまでもないことであります。それとも一つは只今羽仁委員から申されましたやうなことに類するやうな事件が下級裁判所又は最高裁判所に係属しておるやうなことを仮定いたしますと、最高裁判所の本来の使命と若干離れて、まあ言わばもつと高い意味で、広い意味で假にそれについての最高裁判所の意見を述べるといふことになりまして、それはやはり特にその当該具体的な事件について最高裁判所が意見を發表してゐるのだなといふふうにとられる虞れも十分あるかと思ひます。でやはり裁判官としましては、これは私も最高裁判所の事務局におるだけで裁判官でありませんから、最高裁判所の裁判官各自がどういふ意見を持つておるかとは別といたしまして、ただ裁判官の一人として考へたことを意見としてここで申上げますと、やはり本来の使命に忠実な余り、國を誤るというやうなことに場合によつてはなる虞れがなきにしも

もあらずでございますけれども、やはりこの行政権又は立法権を或る場合にはチエックするといふやうな形になるやうな行為はできるだけ裁判官としてやはり慎重すべきではないだらうか、かように考へております。

○羽仁五郎君 私の申上げたのは、例えは高等裁判所あたりでは、その都市の制定した條例などについてその憲法違反の判決を下されたところもありました。そしてそれらを通じて憲法を擁護せられるといふ、さつき私の申上げたやうな趣旨が國民の前に明らかにせられておる。で今後まあ今申上げたやうな極めて一般的の場合の活動といふものにはさ／＼の弊害があるから、それは憶まれるのかも知れませんが、そういう問題は最高裁判所に來て、そしてその判決などにおいては憲法を擁護する、裁判の獨立を確立するといふ点に集中せられて、何ら政治上或いはその他の特定の見解といふものに拘泥せられるといふことはないといふことを特に我々が期待するといふことは十分御了解になつてゐることだらうと思ふのであります。

○吉田法晴君 それじや一点だけ、最高裁判所の羽仁さんの御意見に關連してお尋ねするのであります。最高裁判所がこの違憲、憲法について裁判所としての任務を持つておられることについては論議がないのであります。その訴訟手続規定がないといふことがまあ言われておりますが、憲法第七十七條によつて訴訟に關する手続を最高裁判所が定め得るというところになつておるわけでありまして、この違憲訴訟その他に關します訴訟手続規定についての制定の御用意、御意思があらま

かどうか、一点だけをちよつとお伺いしたい。

○説明員(坪盛一君) 違憲審査の手續について特にそのみを目的とした手續が必要かどうかというようなことは、咄嗟の御質問でございしますから私はつきりお答えができませんいわけでございしますけれども、今までの観念として申上げれば、やはり具体的な事件に附加されて具体的な案件を通して憲法違反ということが問題になるわけですから、普通の事件を処理する手續即ち現在の手續によつてやはり審議をされ、合議をされるわけなんですから、普通の場合と特に異つてその違憲審査のみを対象とし、目的とするような手續を最高裁判所の規則なり又は手続法なりによつて作るといふことは考えなくてもいいのじやないかどうかとこつこつというように思つております。

○委員(小野義夫君) それじやこれで散会いたします。

午後零時三十四分散会

昭和二十七年五月八日印刷

昭和二十七年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁